



一片の氷、玉壺にありや？

公文書界隈を徘徊する——

福井 ひとし

第二回

大日本帝国最後の日——枢密院の後ろ姿

本稿の紹介

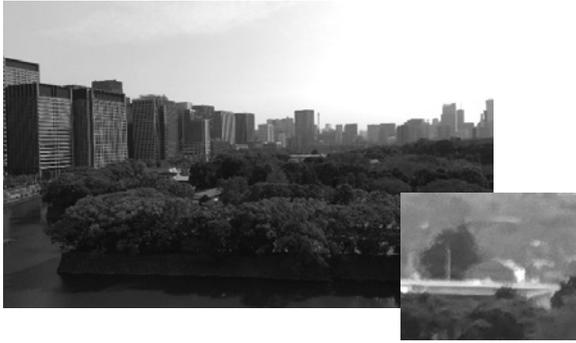
唐の詩人・王昌齡は赴任先の辺地から、友人たちに言い送った。「一片の氷心、玉壺に在り」（おれは、ひとかけらの氷のように透明な心を、玉のように穏やかな精神の中に入れた——そんな澄み切った気持ちで今はいると）。

そんな気持ちでいることは、欲望や悩みに汚れた生身の人間には簡単ではない。しかし、文書にサインや押印

する、その一瞬の中になら、透明なものが見つかるかも知れない。過去の歴史の一面に、誰かの透明な思いが残っているのではないか。・・・と思って、公文書の森を徘徊します。今日は何か見つかるでしょうか。

先日、毎日新聞東京本社一階のアジア時報編集部に顔を出して、ちょっとした打ち合わせをしたのですが、その時、毎日新聞のビルの屋上に登れることを教えてもらいました。そこで早速、エレベータの乗り方を教えてもらって勝手に上がらせてもらいました。

「こんな空間があったのか」とびっくりするような解放感です。

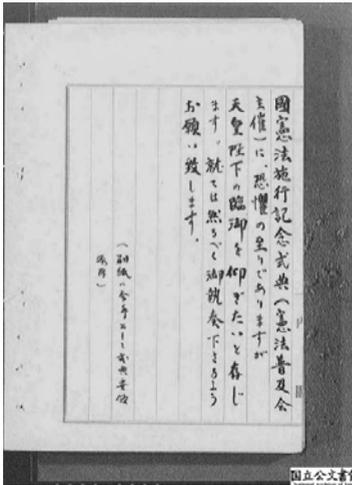


①毎日新聞社屋上から、真ん中あたりに三角形の屋根が見えます（撮影・筆者）

皇居（江戸城）は森の中なので見通せるわけではないですが、大手門の方向に三の丸尚蔵館の建物が見えます。そのかたわらに、小さなピラミッド型の屋根が見える。「あれはもしかしたら・・・」

地図と見比べると、あれはかつての枢密院庁舎です。あの向かい側に、昭和四〇年代まで同じような形の「内閣文庫」がありました。

内閣文庫の方は解体され、一部は愛知県の明治村に移築、中身は国立公文書館に移管されて、数多くの重要な文化財を含む「内閣文庫」文書群となつています。枢密院の方は形を残して、今は皇宮警察本部の庁舎として働いている。せっかくだから、枢密院に関わる文書を見てみましょう。

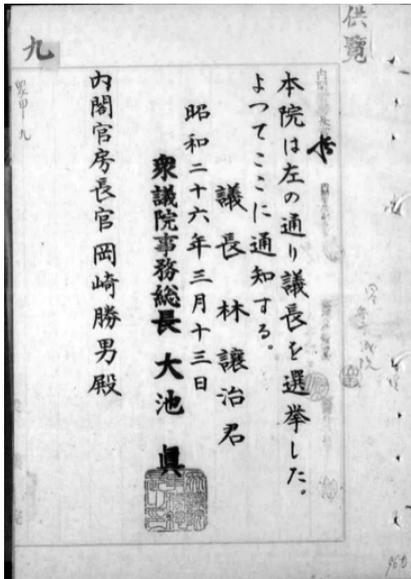


②昭和二二年四月二日付け、宮内大臣あて執奏願い。内閣総理大臣の花押は吉田茂



新日本が始まる日に「恐懼の至りではありませんが」

昭和二二年五月三日、日本国憲法の施行に際して、皇居二重橋前で日本国憲法施行記念式典が開催され、天皇皇后両陛下のご来臨を賜りました。



③昭和二六年三月一日付け、衆議院事務局から内閣官房長官あて通知

直前、②のように、吉田茂内閣総理大臣から記念式典に両陛下のご来臨を申し出る執奏願いが出されています。宮内大臣に宛てて、

来る五月三日、宮城二重橋前における日本国憲法施行記念式典（憲法普及会主催）に、恐懼の至りでありますが、

天皇陛下の臨御を仰ぎたいと存じます。就ては然るべく御執奏下さるようお願い致します。とのこと。

もちろん、まだ旧憲法下ですから、内閣は「助言と承認」をしているわけではありません。「恐懼の至りではありません

すが」の一句に、いかにも吉田総理が鞠躬如として申し上げていたようで、口語文体と併せて大変新鮮な気がします。いったいどんな人が起案したのだろうか、最後の内閣書記官長・林讓治さんの印の下の方、内閣事務官の一番下、おそらく起案者かと思われる人の印は「岩倉」と読めます。岩倉規夫さんは、後に総理府総務副長官、そして、国立公文書館の初代館長になるわたしどもの「関係者」ですが、まだどこかで触れてみたいので、今日はあまり追いかけないことにします。

林書記官長は五月三日の新憲法施行後は、初代の内閣官房長官になりました。高知県宿毛出身で、吉田総理とともに「宿毛内閣」と呼ばれることになりましたが、後に厚生大臣や衆議院議長も務めておられます。俳号は寿雲（「すくも」?）。③は衆議院議長に選ばれた際の衆議院からの通知書です。この時に一句、

蛇穴を出でて戸惑ふ姿かな
 （俳句は宿毛市ホームページ「宿毛人物史」から採らせていただきました。）

事務総長の 大池眞さんも追いかけてみたくりますが、今日のところはがまんします。

かくして、昭和二二年五月三日に日本国憲法が施行され、大日本帝国は後ろ姿を見せて消えていく——宮内大臣も内閣書記官長の職もその日までに廃止になりました。それ

その後継の官職として宮内府長官、内閣官房長官が設けられたのですが、他に、大日本帝国憲法（字数少なくしたいので、以下「明治憲法」で統一します。）によって設置された新憲法の施行に伴って後継組織無く廃止された機関もあります。

冒頭に屋根を見た「憲法よりも古い」組織であった枢密院もその一つです。今回は、内閣に承継され（明治憲法下では、枢密院と内閣は別組織）、さらに昭和四六年に国立公文書館に移管され、昭和四九年から順次公開されてきた枢密院文書を中心に、その最後の数日を追いかけてみたいと思います。

枢密院官制について

そもそも枢密院は、明治二一年勅令二二号によって

朕元勲及練達ノ人ヲ撰ミ國務ヲ諮詢シ其啓沃ノ力ニ倚ルノ必要ヲ察シ枢密院ヲ設ケ朕ガ至高顧問ノ府トナサントス・・・

として設置された、明治二二年二月の明治憲法（漢字カタカナ混じりは変換しづらいので、この後は漢字平仮名混じりに、句読点やフリガナも筆者の判断で適当に付させていただきました）前回は申し上げましたが、間違っていたら大恥ですが、度胸を決めてやらせていただきます（よりも古い組織です。明治憲法を制定するための機関だったので

すから当然ですが。

明治憲法制定後も、同第五六条で

枢密顧問は、枢密院官制の定むる所に依り、天皇の諮詢にあたらへ、重要な國務を審議す。

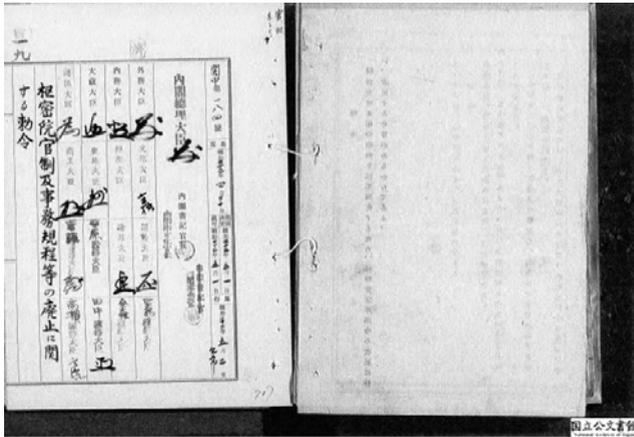
とされる憲法機関になりました。

日本国憲法施行によって、枢密院を構成する枢密顧問という存在は明治憲法中の根拠規定を失ってしまうのですが、その組織などを定めていた「枢密院官制」等の規定については、別に手続きを取って廃止しなければなりません。新憲法で「置いてはならない」とでも定められない以上、憲法機関では無くなるだけで、同院を法律や政令で置くことは全く可能ですから。

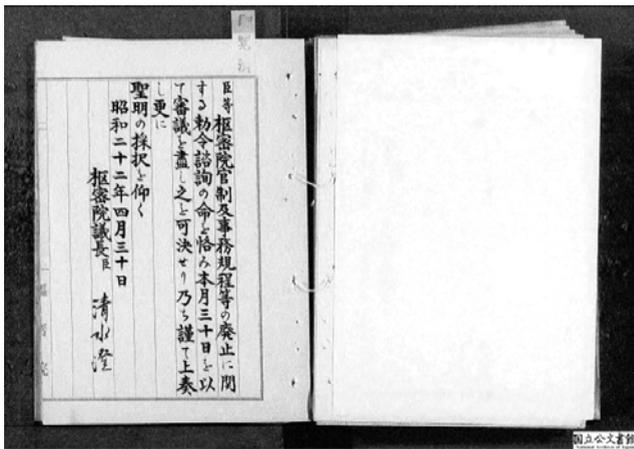
「官制」の廃止勅令の公布決定書が④です。

内閣総理大臣吉田茂。右端に公布日程が書かれています。これを見ると、起案が四月三〇日、閣議決定と天皇の裁可が五月一日、五月二日公布、中身を見ると当日施行されると書いてあるので、枢密院は五月二日のうちに廃止される、ということになります。なお、この年は五月三日は金曜日だったようです。

④廃止される「枢密院官制」は明治憲法下では天皇の官制大権に基づく勅令事項です。勅令事項がすべて、というわけではないのですが、「枢密院官制及び其の事務規程の改正」は「官制」によって枢密院への必要的諮詢事項と



④昭和二年四月三十日付け、「枢密院官制及事務規程等の廃止に関する勅令」公布決定



⑤昭和二年四月三十日付け、枢密院上奏書

されていきました。「官制」上は「廃止」の場合が入ってないのですが、当然、「廃止」についても天皇から枢密院に諮詢されています。

この諮詢には、⑤のように枢密院から天皇に四月三十日付けで上奏されました。

・・・諮詢の命を^{つひ}憚り^{つひ}本月三十日を以て審議を^こ尽し、之^こを可決せり。

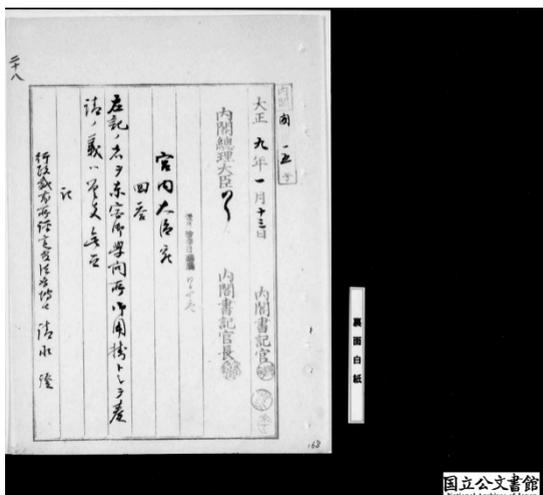
「枢密院議長 臣 清水澄」の署名があり、「御覽済」の

付箋がついていますので、天皇にも御覽いただいているものです。内閣はこの上奏を受けて「御裁可」を求め、御裁可後に公布することを決めたのが④の閣議書ということとなります。内閣（国務大臣）と枢密院はそれぞれ別個に天皇を輔弼していますので、上奏はそれぞれが行い、両者の意見が違えば天皇がどちらかを裁可するという建前になっていました。

どういうことをして

いたのだろうか

「屋上屋を架する」(美濃部達吉「逐条憲法請義」と言われた枢密院は、一体どんな機能を持っていたのでしょうか。



⑥大正一〇年一月一三日付け、宮内大臣あて回答



⑦清水博士の著書の写真。上が「大意」。下は明治37年日本大学発行「国法学第一篇 憲法篇」。いずれも国立公文書館蔵。本の表紙が崩れているので、紐で補強しています（撮影・筆者）

「大意」によれば、
 枢密顧問はただ受動的に諮詢を待つて審

で内閣総理大臣から「差支無之」と回答することになりました。内閣書記官長は前日も登場して、牧野宮内大臣に原総理急死を電話してきた高橋光威、原総理は花押ではなく「了」。あんまり細かいことは後で紹介いたします諸書に譲るとして、

枢密院廃止勅令の上奏をしている「最後の」枢密院議長・清水澄博士に訊いてみるのがいいかも知れません。「帝国憲法大意」（清水書店大正元年、昭和十年再訂改版増補三十二刷。以下『大意』と表記）など何冊か憲法の教科書があります。特に『大意』は簡便で、当時の公務員にも使いやすいからか、国立公文書館に複数冊保存されていますが、少し簡易に過ぎるところもあるので、適宜、同博士

「逐条帝国憲法講義」（昭和七年松華堂 平成二七年呉PASS出版再版）で補いながら勉強してみましよう。博士の経歴は後でまた触れたいと思いますが、明治元年生まれ、学習院・慶應義塾大学教授、何より昭和天皇皇宮時代に憲法学を講じられた法学者です。
 大正九年一月、宮内大臣から行政裁判所評定官法学博士清水澄を東宮御学問所御用掛としたい旨の奏請に対し、⑥

議奉答するもので、国務大臣が自ら政策を考えたり替えたりするのは職責が違う、とのこと。唯一の例外が前回見た摂政設置の際の「議」で、これは皇族会議とともに、自分たちの発意で行うことになっています。また、国務大臣は単独輔弼ですが、枢密顧問は合議体として議案の可否を答えるものだそうです。その構成は、「官制」で定められており、議長、副議長、顧問官（当初二人以内、最終的には二四人以内）からなる。会議にはこのほかに、国務大臣や成年皇族が参加できる。さらに行政裁判所と司法裁判所の間の権限疑義の審査もその職務となっているそうです。

特に、情報の非公開（天皇の許可なく公言しない）、顧問官と外部との連絡の抑制（陳情などは受け付けない）等が定められています。

なお、清水博士は明治四二年の論文「枢密顧問に關して」の中で、枢密顧問（その集合体としての枢密院）は明治憲法制定により不要になったのではないかとの疑問について反駁し、帝国議会に条約審議権が無いなど、天皇の輔翼機関としてはやはり必要であるとしています。

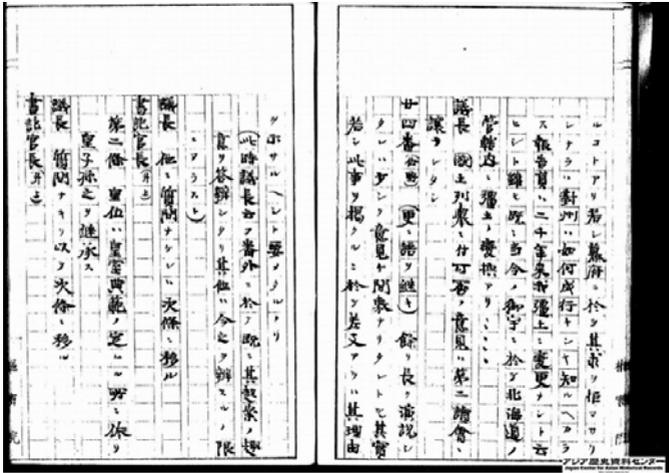
膨大な資料を拾い読み

枢密院の記録は、文書群「枢密院文書」として、六〇余年分がきちんと国立公文書館に遺っています。しかも、デ

ジタル化されてネットで拾い読みできます。その間のいろんな人のいろんな息遣いが聞こえてくるような気がするのですが、何日でも読みふけてしまいそうになるのですが、ここでは、望月雅士さんの好著「枢密院 近代日本の「奥の院」」（講談社現代新書二〇二二）（以下「奥の院」と表記）に紹介されている事件を中心に、歴代の議長を紹介しながら、いくつか拾って、その原文書を見てみましょう。こんな文章でこんなふうに（六〇年分も！）遺っているんだ、とご理解いただけると思います。

① 明治憲法制定過程（『奥の院』四八ページ。この会話は紹介されていませんが）

⑧ 明治二一年六月一八日、まさに明治憲法について議論しています。明治天皇も臨御。「議長」は伊藤博文、「書記官長」「番外」は井上毅、「廿四番」は顧問官・佐野常民。帝国憲法第一条の「万世一系」の意味を議論しているはずなのですが、佐野は憲法に領土を列挙すべきではないかということを論じているようです。憲法の適用地域については、後に台湾や朝鮮の領有に伴って問題が生じるので、佐野は意義ある議論をしているのだと思いますが、伊藤は「番外（井上）に於て既に其の起案の趣意を答弁したり。其他は今之を弁するの限にあらざ」と言って、「他に質問無ければ次条に移」ってしまいました。佐野の懺然たる表情が目に浮かんでまいります・せんか。



⑧明治二一年六月一日、枢密院会議筆記

枢密院の議事は、上述の清水澄博士の教科書にもあるとおり、部外秘が原則です。昭和十三年に任官し、二〇年に病気のため在職のまま他界した深井英五顧問官が書き記している『枢密院重要議事覚書』岩波書店（一九五三）八ページ

ジ）とおり、

枢密院の議事は真に密勿みつぷにして赤裸に得失を検討するものなるが故に、公開の会議の如く対外関係及び公衆への影響を顧慮するを要せず、毫も忌憚なく意見を表明し得るを以て特徴とす。

だからこそ今となつては貴重な資料源になります。黒塗りでいいから残してもらおうのはありがたい。公開できない部分は公開しないままで保管されれば、時の経過でいつの日か役に立ちます。

なお、枢密院文書の公開に当たっては、非公開を前提としていた機関の記録を公開することになりますから、当時の担当者はいぶん議論を重ねたようです。当時なお生存していた発言者の扱いや連合軍に接収された記事の扱いなどにも悩んでいた様子が、当館で公開されている昭和四九年当時の文書でわかりますが、現在は、そのような悩みや試行錯誤は抜きに、デジタルアーカイブで読むことができます。

そしてこの文書群は、当時の顧問官たちやこれを助けた書記官や属のみなさんの苦勞は別として、おもしろいです。全部読むのは大変ですが、拾い読みされると、

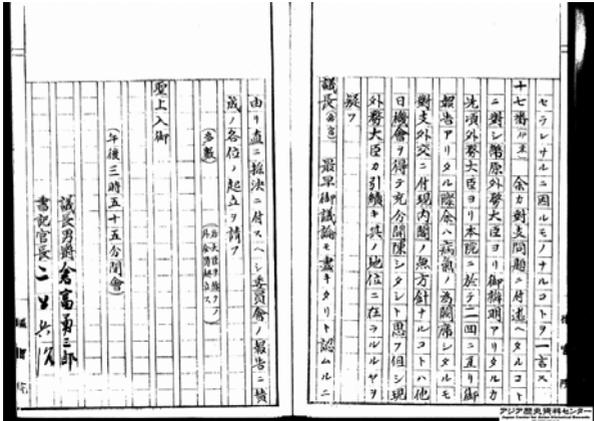
（枢密院が）衆議院から弾劾され、デモクラットたちから存在を否定されながらも、戦時体制と戦争の遂行に最も批判的な国家機関であったという事実は、近代日本

のあまりにも深刻なアイロニーである。

と、望月雅士先生が『奥の院』三二九ページでおっしゃるとおりの感懐を抱くところでしょう。

(2) 台湾銀行救済問題 (『奥の院』一七一ページ。若槻総理の回想など含めて紹介されています)

⑨ いわゆる金融恐慌の中、台湾銀行救済の勅令案に反対



⑨昭和二年四月一七日、枢密院会議筆記

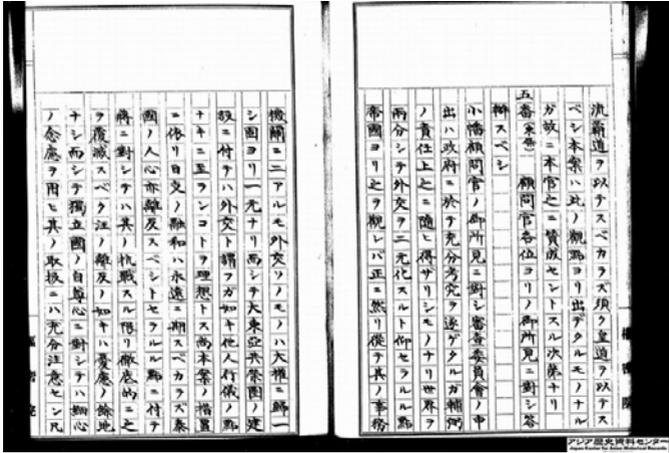
する委員会案を顧問官全員賛成で可決。最後の方は顧問官・伊東^{いとう}巳代治^{みよぢ}(この時七〇歳。伊藤博文のスタッフの一人、という認識ですが、この時までそんな年なんですね。明治との距離が近かったことがわかります)と外務大臣・幣原^{へいはら}喜重郎^{きじゅうろう}(同じく五五歳)が喧嘩腰の議論になり、十七番(伊東)が

「現内閣の無方針なることは他日機会を得て十分開陳したしと思ふ。但し、現外務大臣が引き続きその地位に在らるるやを疑ふ」

と、もつときつい言葉を書記官が苦勞してこんな言葉遣いに抑えているのでしようけど、言い切つて、ここで倉富^{くらとみ}勇三郎^{ゆうさぶろう}議長が半ば強引に採決、閉会。臨御^{りんぎょ}しておられた天皇陛下(満だとまだ二五歳です)のお気持ち如何かとおそらく事務方と一緒に俯いてしまいたくなりま・せんか。倉富議長は、近年「倉富日記」の解説が進んで、その史料価値が高く評価されつつある人ですが、撰政設置過程でも宮内大臣のブレンであり、枢密院議長も長く勤め、なんとも評価のしづらい、いい味を出しています。

(3) 大東亜省設置 (『奥の院』二八五ページ)

昭和一七年一〇月のこの日、大東亜省官制に関する議論は白熱し、最終的に「多数決」を以て了承した。「五番」の東条英機^{とうじょう}首相の回答も累次に及ぶが、⑩は、そのうちの一つ。外交一元化に反するという意見や東アジアの国々



⑩昭和一七年一月二八日、枢密院会議筆記

からの反発への懸念に対して、左ページ一行目からの回答、「外交そのものは大権に帰し固より一元なり。而して大東亜共栄圏の建設に付ては外交といふが如き他人行儀の点なきに至らんことを理想とす」

など、答弁としては破綻しているようなところもありますが、いちいち反論しないではいられないまじめな人だったのは伝わってくるような気がし…：ませんか。このページには出てきませんが、議長は弁護士出身の司法大臣であった原嘉道。

最後の会議

冒頭に掲げた廃止勅令の閣議決定の二日前、昭和二二年四月三〇日に、枢密院最後の会議が行われています。最後の案件は、この日上奏予定の「枢密院の廃止」。ちゃんと議事録と報告書が遺っています。

⑪の「報告員」は諸橋襄、枢密院書記官長です。枢密院の廃止まで書記官長、後に会計検査院検査官や帝京大学法学部長を務められました。右ページ後ろから三行目、

(枢密院官制等は)五月二日を限り、これを廃止し、枢密院の残務整理事務は、内閣総理大臣の定めるところにより、その所管部局が掌ることと爲す。これを可決されて差支えないものと思料する。

「議長」は清水澄博士、

・ ・ ・ 本案賛成の各位の起立を請う。(全員起立) 全会一致可決された。これを以て会議を終了する。

かくして報告書が作成され、④の公布決定につながります。これが枢密院最後の議事。

会議終了後に、閉院式が行われました。閉院式の議事録

と議題に供し第一読会と開き朗読と省略して直ちに審査の結果と報告せむ。	報告員 謹んで本件を審査するに本件の勅令は来る五月三日より施行せらるる改正憲法の趣旨に則り枢密院廃止に伴う措置として(一)枢密院官制及事務規程並びに昭和二十一年勅令第九十八号枢密院事務官に関する勅令は五月二日より限りこれを廃止し(二)枢密院の残務整理事務は内閣総理大臣の定めるところによりその所管部局が掌ること
と爲すりの下であつて別に支障の慮を認めない。よつて本件はこの儘これを可決して差支えないかのと愚料する。	
右謹んで審査の結果と報告する。	
議長 別に御発言もないから第二読会以下を省略して直ちに採決する。本堂賛成の各位の起立と請ふ。	
全員起立	
議長 全会一致可決された。	
以上を以て会議を終了する。	

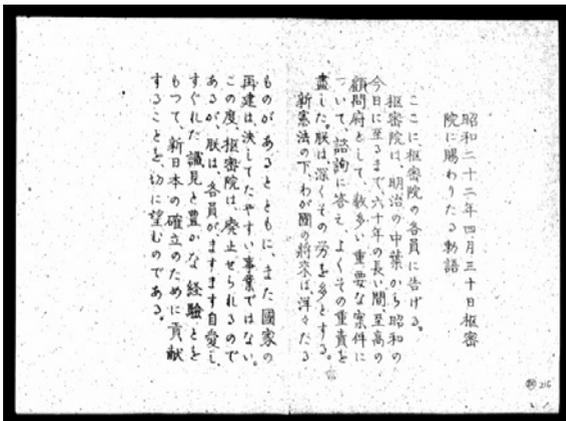
国立公文書館 アジア歴史資料センター

⑪昭和二年四月三〇日、枢密院会議筆記

はないのですが、出席者のあいさつ文が遺されています。天皇陛下は、

この度、枢密院は廃止せらるのであるが、朕は各員がますます自愛し、すぐれた識見と豊かな経験とをもつて、新日本の確立のために貢献することを、切に望むものである。

とおっしゃっています。⑫ガリ版刷りの勅語に、当時



⑫昭和二年四月三〇日、枢密院に賜わりたる勅語

の経済情勢が思いやられますが、「昭和天皇実録」(以下『実録』)に当日の勅語が記述されており、印刷どおり読み上げられたことが確認できます。

吉田総理のあいさつは省略。

清水議長 の答礼。

⑬の二枚目最後の行から、

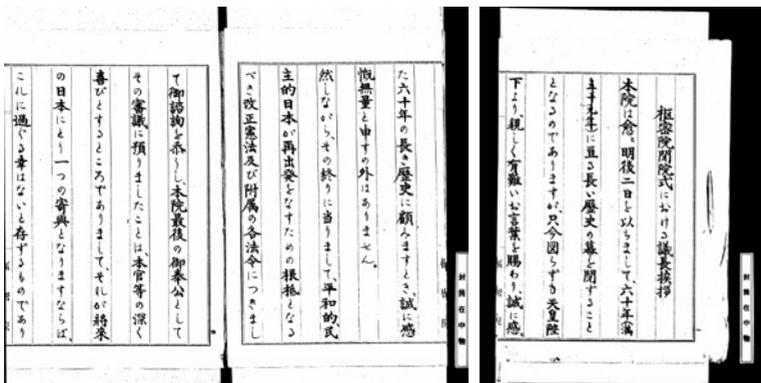
「その終わりに当りまして、平和的、民主的の日本が再出発をなすための根柢となるべき改正憲法・・・につぎまして・・・本院最後の御奉公としてその審議に預かりましたことは、本官等の深く喜びとするところ・・・」とあります。読み上げている清水議長が憲法学者として、明治憲法について陛下(当時の東宮)に御講義したという事実はみなが知っています。

「逐条帝国憲法講義」の末尾には、

其の立憲政体は明治大帝の創定せられたる欽定憲法に係り、国体と結合して万機大権に出で百僚命を受けて国政に参し各機関其の所を尽して臣民の権利を確保し、君は民を慈しみ、民は君を奉じて宝祚愈々堅く、国礎益々重し。斯くて国運永遠に發展し、千秋万古金甌無欠たり。・・・莫くは全国民一致固結此の真正君主国体の精華を擁護し、憲政有終の美を濟さんことに努力精進せられんことを。

と書いています。そのような憲法について、議長は、憲

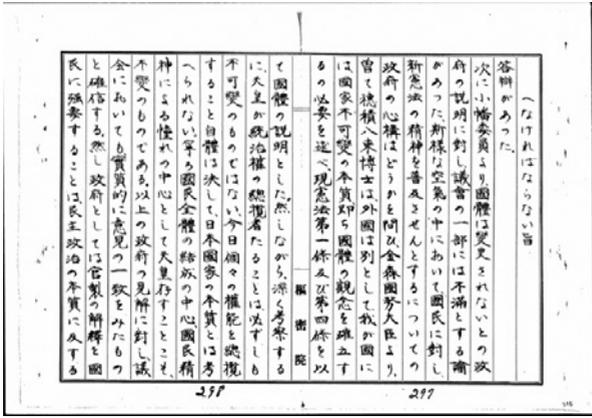
法審査の委員会(委員長は潮恵之輔副議長)では特段の発言なく、もう一人の憲法学者、顧問官・美濃部達吉がつい



⑬昭和二年四月三〇日、枢密院閉院式における議長挨拶

に賛意を表さなかつた（決議日には欠席）のに対して、新しい憲法にもろ手をあげて賛意を表しているように見えません。

⑭は、国会修正後の憲法案が諮詢されたときの「委員会録」の一部です。小幡猶吉委員（顧問官）から国体の変更の有無に關しての政府の説明について、議会の一部の「空



⑭昭和二一年一〇月二十九日、枢密院委員会録

気」に触れつつ、このような中で国民に対する普及を行う政府の心構え如何を問う、と筆者自身が要約していても何を言っているかわからなくなってくるような質問をまとめた書記官のご苦労も拝察されます。「新憲法に問題がある」とは全く言ってません。これに対する金森徳次郎國務大臣の答弁も記載。「懂れ論」なども述べておられます。このあと、清水議長が決を採って、全員賛成です。

枢密院議長「最後の仕事」

かくして廃止された枢密院議長に、いまひとつ「最後の仕事」がありました。⑮の決裁です。

これは、廃止により職を失うことになる枢密顧問（議長・副議長を含む）、書記官の退職手当を決める、きわめて事務的な決裁です。

議長の欄に花押を押しているのは清水澄。副議長は潮恵之輔。書記官長は諸橋襄。その下に「書記官」を「事務官」に直してサインしているのは高辻正巳たかつま まさみ、この年で三十六歳ですが、後の内閣法制局長官、最高裁判事、竹下内閣の法務大臣。このとき既に本務が内閣法制局に移っていたように、上記の退職金給付者の中には名前が出ていません。

ずっと時代が下がります。⑯は、内閣法制局進達文書より。昭和四六年一〇月一日付け、翌日の閣議に提案される「沖繩振興開発特別措置法案」について、「閣議決定の上、

国会に提出されてよいと認める」進達書。これが無いと内閣官房は大臣から請議があつても、閣議案件にしても、閣議案件にしてくれませんか。高辻長官のサインがあります。これで（あと次官等会議と与党の事前審査さえ終われば）閣議決定してもらえろぞー、と担当者はほっとしているに違いありません。

誰が、いくらもらっているんでしょうか

他人のもらうおカネをのぞき込むのははしたない気もしますが、
⑮で公開されているんだからしょうがないでしょう。

The image shows two pages of a document, likely a cabinet or committee roster. The text is in Japanese and includes names and titles. The right page has a header with dates and a signature. The left page is a list of names and titles.

⑮昭和二年五月二日付け、決裁

The image shows a document page with a large table and text. The table has columns for names and titles. The text is in Japanese and includes '別紙内閣理大臣公文書' and '沖繩振興開発特別措置法案'. There are also some stamps and handwritten notes.

⑯昭和四六年一〇月一日、沖繩振興開発特別措置法案閣議進達書

This is a historical newspaper clipping from 'Asia Times' (dated 1912). It contains a table with multiple columns of text, including names and dates, which corresponds to the caption about the appointment of advisors to the staff of the Chief of Staff.

⑱潮恵之輔の顧問官任命以降の議案への賛否状況調べ

ここにも関係者がいました。
 ⑱は、副議長の潮恵之輔の顧問官任命以降の議案への賛否状況です。全部賛成ですが、なぜこんな資料があるかというと、内閣書記官長から、戦前戦中の枢密顧問官について、経歴や賛否状況についての問い合わせが来ていたからです。⑲はその回答案。もちろん公職追放に関する調査の一環です。

This is a historical document titled '昭和二一年四月二六日付け、内閣書記官長あて調査表提出送付案文' (Proposal for submission of investigation table to the Chief of Cabinet Secretaries on April 26, 1912). It lists several names and titles, including '潮恵之輔' (Ushiki Kenkichi) and '林有造' (Hayashi Yuza).

⑲昭和二年四月二六日付け、内閣書記官長あて調査表提出送付案文

This is a historical document titled '同回答書添付清水澄の「職業及業務ノ履歴」' (Career and Business History of Shizumizu Shizumi attached to the same answer). It lists various positions and dates, such as '内務省' (Ministry of Home Affairs) and '東京府参事官' (Tokyo Prefecture Councilor).

⑳同回答書添付清水澄の「職業及業務ノ履歴」

⑳は、この際に提出した清水議長の主な職歴です。主要なものを拾ってみますと、

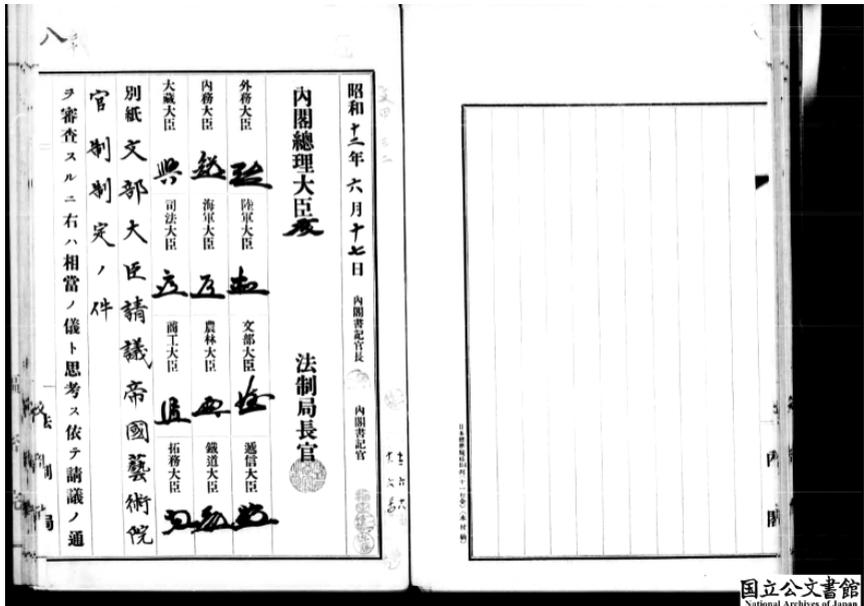
- 明治二十七年 内務属
- 同年 内務事務官
- 明治三十一年 学習院教授
- 明治三十九年 行政裁判所評定官
- 昭和七年 行政裁判所長官
- 昭和九年 枢密顧問官
- 昭和一〇年 帝国美術院長
- 昭和一九年 枢密院副議長
- 昭和二十一年 枢密院議長

です。この間に、大正九年に東宮学問所御用掛をおおせつかっています。また、昭和一〇年に帝国美術院長（一二年に帝国芸術院に改組、引き続き院長）に就任していますが、枢密院廃止後もその職務は続けることになります。

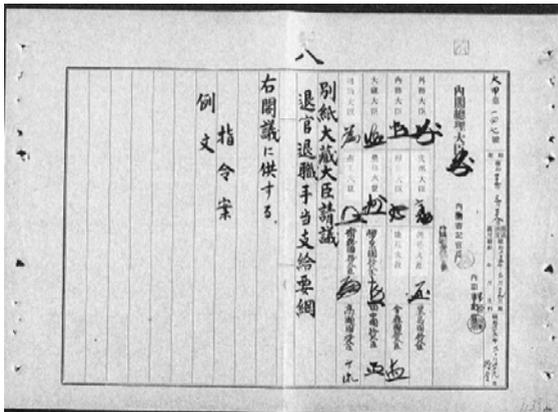
㉑は、昭和一二年の帝国芸術院官制制定の閣議決定書。内閣総理大臣は近衛文麿このよふまろです。みなさん花押がかっこいいですね。

退官手当を計算できるか

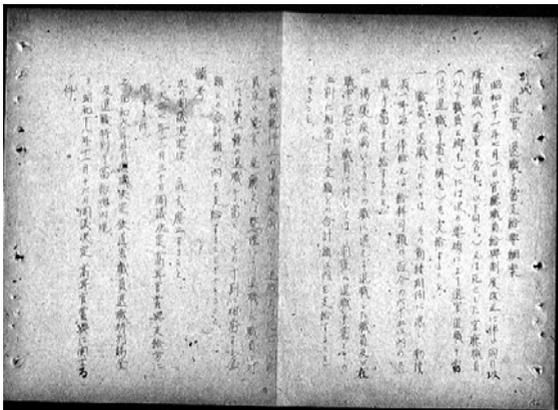
わたしは歴史家でもなんでもない、元役人のおじさんなので、要らないことが気になってしまいます。㉒の退官手当、清水議長だけが桁違いに額が大きいですが、なぜこん



㉑昭和十二年六月十七日、帝国芸術院官制制定閣議決定



②昭和二年三月二十九日、退官・退職手当支給要綱閣議書



③同、添付案

②③の「要綱案」少し読みづらいのは寛恕してください。

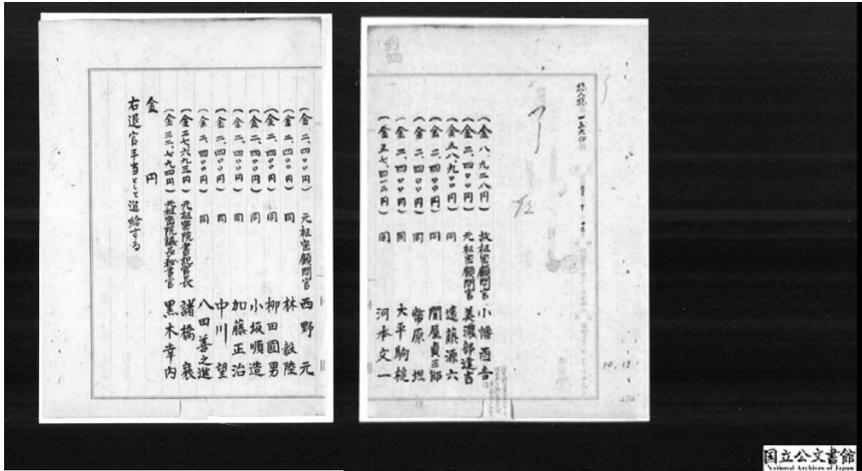
第一項では、職員が退職したときは、その勤続期間に応じ、勤続満一年ごとに俸給又は給料月額の一〇〇分の六五以内の退職手当を支給すると言っています。二項は疾病等による退職の場合、三項に死亡または廃庁又は整理により退職した職員に対しては、第一項の退職手当と、その十割に相当する金額との合計額以内を支給することができると言っています。さらにこの閣議決定を受けて大蔵省給与局長から発出された支給準則

な計算になるのか、この時、どんな規定に基づいて手当額が計算されていたのか、気になってきました。現・内閣人事局人事政策統括官の畏友（と勝手にわたしが思っている）阪本克彦さんに当時の制度変遷についてわからないか連絡したところ、

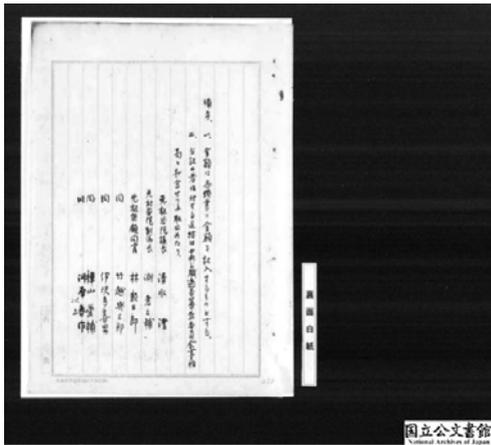
「いいところに気づきましたね」といいます。昭和二年という年は、公務員制度や給

与、退職手当等について大きな変化のあった年であったというところで、説明するのは大変だからといっていくつかの論文を教えてくださいました。

退職手当は、この年、三月二十九日にそれまでの各省まちまちであった制度を全廃して、「退官・退職手当支給要綱」が閣議決定され、これに基づいて支給されることとなったということです。

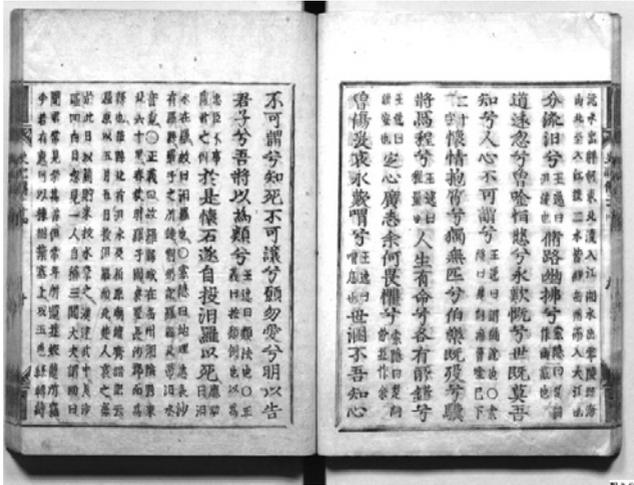


㉕ 昭和二二年総理府公文一〇月一三日付け、元枢密顧問官小幡西吉外十五名



㉖ 同、添付文書

す。これも計算完了。なんとか実務についていけた。
 なお、別途、書記官長決裁で「囑託職員員の退職手当」も
 決裁されています。
 これが枢密院の最後の仕事でした・・・。
 清水議長の仕事はここまで、ですが、実は、この年は、
 給与についても、目まぐるしい変化があり、その中で、五
 月と九月に給与の暫定加給が行われ、これが一月に遡及す
 ることになったので、俸給基準額が変わってしまいました。
 そこで、退職手当が追給されることになり、枢密院が廃止



⑳国立公文書館蔵「史記」巻八十四より。左側三行目、屈原の最期。

「是に於いて、石を懐きて遂に自ら汨羅に投じて以て死せり。」

なお、この本は、菅得庵手識本。慶長の古活字で刷られた美しい本です。菅得庵は林羅山と同じく藤原性窩門の儒者、播磨のひと。自らの弟子に殺害されたというから、この本もおそらく数奇な運命でここに蔵されたのであろう

錦ヶ浦の海中に身を投ぜられた。博士は大日本帝国憲法に殉じられたのである。

（浅野一郎「清水博士の学説の特色」（清水博士論文・資料集）（昭和五八年 原書房）所収）より）

紀元前三世紀の人とされる屈原の最期については「史記」に記述があります。⑳

左側三行目。

是に於いて、石を懐きて遂に自ら汨羅に投じて以て死せり。

新聞に報道されている清水議長の遺書には、自らを「八十翁」と称しています。明治元年に生まれているので、この年ちようど数えで八〇歳。明治とともに生まれて、明治憲法とともに去って行ったことになりました。さて、今年は、昭和二〇年から満で八〇年です。われわれに、清水議長の訃に接して、口うるさい徳富蘇峰をして感嘆せしめたよう

寔に見事なる、申分なき御最期はありうるのだろうか。

（参考）

本文に明記したもののほか、

アジア歴史資料センター デジタルアーカイブ

国立公文書館デジタルアーカイブ



福井 ひとし (ふくい・ひとし) 氏

一九六二年三重県生、東京大学法学部卒、八五年から総務省、内閣官房、復興庁、沖縄総合事務局等に勤務。内閣府参事官として公文書管理法の制定に参画、その後、福岡大学教授、内閣審議官、国立公文書館理事、日本学術会議事務局長、迎賓館長を経て、二〇二二年から国立公文書館で首席研究官。役人時代、国会予算委員会で答弁、総理と米大統領を先導、そして今、両憲法の原本と毎日一緒に暮らしている、のが人生三大レガシー！（イラストも筆者）

伊藤博文「憲法義解」(二

〇一九年改版 岩波文庫)

清水博士論文資料刊行会

「清水博士論文・資料集」(昭和五八年 原書房)

坂本国夫「枢密院の文書に

ついて」(「北の丸」第三号(昭和

四九年国立公文書館)所収)

佐野真一「枢密院議長の日

記」(二〇〇七年 講談社現

代新書)

深井英五「枢密院重要議事

覚書」(一九五三年 岩波書

店)

美濃部達吉「憲法講話」(二

〇一八年 岩波文庫)